

四日市市告示第454号

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年7月3日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和5年四日市市告示第226号）の一部を次のように改正する。

改正後		
改正後		
別表第2（第3条関係）		
	片道距離区分	日額（片道）
	1キロ以上2キロ未満	19円
	2キロ以上5キロ未満	47円
	5キロ以上10キロ未満	100円
	10キロ以上15キロ未満	169円
	15キロ以上20キロ未満	238円
	20キロ以上	307円
改正前		
別表第2		
A	生活保護世帯	所要額全額（ただし、自動車又は原動機付き自転車を利用する場合に限る）。
B	住民税非課税世帯	所要額全額
C	所得税非課税世帯	所要額の2分の1の額
D	所得税課税世帯	所要額の2分の1以内の額（ただし、1か月

		3,000円を限度とする)。
--	--	----------------

改正前

改正後

別表第2 (第3条関係)

片道距離区分	日額 (片道)
2キロ以上5キロ未満	47円
5キロ以上10キロ未満	100円
10キロ以上15キロ未満	169円
15キロ以上20キロ未満	238円
20キロ以上	307円

改正前

別表第2

A	生活保護世帯	所要額全額 (ただし、自動車又は原動機付き自転車を利用する場合に限る)。
B	住民税非課税世帯	所要額全額
C	所得税非課税世帯	所要額の2分の1の額
D	所得税課税世帯	所要額の2分の1以内の額 (ただし、1か月3,000円を限度とする)。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)